

# 入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：全世界 Society5.0 時代における地理空間情報  
の整備と利活用に係る情報収集・確認調査  
（一般競争入札（総合評価落札方式））

案件番号：20a00579

- 第1章 入札の手続き
  - 第2章 特記仕様書
  - 第3章 技術提案書作成要領
  - 第4章 経費積算に係る留意事項
  - 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
  - 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注）本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」を基本とさせていただきます。  
詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年10月7日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

## 第1章 入札の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年10月7日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界 Society5.0 時代における地理空間情報の整備と利活用に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。
- (4) 契約期間（予定）：2020年12月から2021年9月  
上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。  
なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：契約第1課 角河 佳江 Kakugawa.Yoshie@jica.go.jp  
注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務

の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することはありません）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社員の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

## 6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

ア. 提出期限：2020年10月16日（金）正午まで

イ. 提出先：上記4. 窓口

ウ. 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

(2) 質問への回答

上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

1) 2020年10月22日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものと取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

## 7. 入札書・技術提案書の提出

- (1) 提出期限：2020年10月30日12時
- (2) 提出方法：  
技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出をとします。  
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。  
（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）  
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。  
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）
- (3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出書類：技術提案書／入札書
- (5) 技術提案書の無効  
次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。
  - 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
  - 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
  - 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
  - 4) 虚偽の内容が記載されているとき
  - 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年11月17日（火）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年11月18日（水）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

## 9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時：2020年11月25日（水）14時～
- (2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構内会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取り扱います。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。(詳細については、12. 入札会手順等(1)6)を参照)

(5) その他

入札会后、落札者した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

## 10. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税込)をもって行います。

(2) 入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(5) 入札保証金は免除します。

(6) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

- 4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
- 5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 6) 明らかに連合によると認められる入札
- 7) 同一競争参加者による複数の入札
- 8) 条件が付されている入札
- 9) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価**

**格評価点20点とします。**

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

**技術評価の基準**

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額（応札額）が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき

総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

## 12. 入札会手順等

### (1) 入札会の手順

#### 1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

#### 2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

#### 3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

#### 4) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

#### 5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

#### 6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書（PDF）とパスワード（別送）を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)

2回目以降の札の送付に際しても、1 回目と同じ入札書の様式（別添様式集参照）を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

#### 7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代わりに「辞退」と記載し、[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付してください。

金			辞			退		円
---	--	--	---	--	--	---	--	---



## (2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

## (3) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

## 1 3. 契約書作成及び締結

(1) 落札者から、入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出をいただきます。

(2) 「第6 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」（「第6章 契約書（案）」参照）については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

## 1 4. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

## (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

## 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

## 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

## 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

## (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 16. その他

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

(4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) 技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、評価結果の通知日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以上

## 第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

### 1. 調査の背景

「地理空間情報」とは、我が国の「地理空間情報活用推進基本法」の中で「空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（以下「位置情報」）に関連付けられた情報」と定義され、JICAでは、地理空間情報に関して、デジタル地形図の作成・更新に係る技術支援や、デジタル地形図を他の統計・地理系データと合わせて管理・共有し付加価値を高めるための国土空間データ基盤（National Spatial Data Infrastructure。以下「NSDI」）支援、並びに電子基準点整備と高精度測位サービスの利活用促進に係る支援などを実施している。

我が国を含む先進諸国では、デジタル地形図は、防災・インフラ整備計画策定や都市・地域分析等に活用されているが、途上国においては、地形図の更新が定期的に行われないこと、また、民間企業や財団法人が公開している地図（以下「民間地図」）で代用する場合もあり、政府として管理する地形図が十分に活用されていないことなどが課題となっている。

また、我が国では地理空間情報の付加価値を高め、利便性を向上させるため、NSDI構築が推進されているが、途上国においては、各機関の持つ地理系データの地理情報標準が整理されていないこと、データ蓄積型のシステム構成や機能過多による維持管理費用の負担が課題となっている。さらに、NSDIに係る政策や法律がなく、データの共有化が進まないという課題もある。

電子基準点に関しては、国家座標管理と高精度測位サービスのための基盤インフラという主に2つの目的があり、特に後者に関しては、高精度測位サービスの市場規模拡大や、関連技術の進展に伴い、日本国内では民間企業が電子基準点網整備も含めた高精度測位データ配信サービスを展開している。途上国においても、2つの目的に応じて電子基準点整備に係る政府の役割を整理する必要がある。

近年の科学技術の発展に伴い、革新的な技術を活用した地理空間情報の整備・利活用の可能性が検討されており、また、日本政府は、サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムによって経済発展と社会的課題の解決を両立する社会をSociety5.0と位置付け、これまでの基盤データ整備だけでなく、都市・地域から創出されるあらゆるデータを効果的に連携させたアーキテクチャを構築しようとしている。

このような背景から、本調査は、Society5.0時代に求められる地理空間情報の位置付けを整理し、地理空間情報に関する政府機関及び民間セクターの役割、最新技術の動向、効果的な活用事例に関する情報収集を行うとともに、地理空間情報分野におけるJICAの協力の現状と課題を分析したうえで、今後のJICAの協力の方向性を提案することを目的に実施する。

## 2. 調査の目的

本調査は Society5.0 時代に求められる地理空間情報の位置付けを整理し、地理空間情報に関する政府機関及び民間セクターの役割、最新技術動向、効果的な活用事例に関する情報収集を行うとともに、地理空間情報分野における JICA 技術支援の現状と課題を分析したうえで、今後の JICA の協力の方向性を検討することを目的に実施する。

## 3. 調査対象地域

全世界（主にアジア・アフリカ地域を調査対象とする。）

## 4. 調査の範囲

コンサルタントは、「2. 調査の目的」を達成するため、「5. 調査実施上の留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に記載する事項を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成する。

## 5. 調査実施上の留意事項

### (1) 新型コロナの影響による現地調査の進め方

本業務での相手国実施機関・関係機関へのヒアリング調査による情報収集は遠隔で行う計画である。なお、相手国実施機関とのファーストコンタクトは JICA が行う計画であり、ヒアリング調査 2 週間前を目途に議事次第（案）を英文で JICA に提出すること。その後コンサルタントと相手国実施機関の担当者との間で調整しヒアリング調査を実施すること。また通訳等は必要に応じて JICA 事務所より紹介可能であるが、通訳の備上はコンサルタントにて行うこと。

現地渡航の可否について JICA との調整の上で判断する。契約上は、アフリカ 2 か国、アジア 2 か国の 4 か国の現地渡航を想定し、直接人件費を除いた現地渡航関連費用（旅費等）として、436 万円を別見積として定額計上すること。

また、相手国実施機関とのヒアリング調査を踏まえ、さらなる詳細を調査する必要がある場合には、JICA との協議の上、現地リソースを活用して調査を行うこととし、その現地リソースの備上費用として、100 万円を定額計上すること（こちらは見積に含めること）。

### (2) 最新技術の動向と活用事例調査

6-3. 地理空間情報に係る最新技術の動向と活用事例調査においては、海外事例も含め、実際の活用実績はないが有益な事項は、論文や実証実験等も調査対象とする。また、今後利用可能となるサービス等については、その概要も含めて調査すること。

基盤データの利活用に係る動向と事例調査では、基盤データの利活用のためのデータプラットフォームの管理主体（省庁、地方自治体、その他機関等）の違いに留意し、その連携も含めて調査すること。

### (3) 地理空間情報の分類と官民の役割

6-4. 基盤データの利用用途と仕様に関して、基盤データを整備・管理する主体の違い（政府・地方自治体、民間等）に留意し、最新技術や民間企業の

動向を踏まえて、調査すること。

## 6. 業務の内容

上記5. 調査実施上の留意事項に基づき、コンサルタントは以下の業務を実施する。なお、プロポーザルにおいては以下と異なる工程、業務内容を提案することも可能とする。その場合は、理由を明記すること。

### 6-1. 調査計画の検討

既存資料及び情報を収集・整理し、分析を行い、調査計画を作成する。この作成にあたっては、国土地理院などの国内機関、有識者へのヒアリングを行うこと。

### 6-2. Society5.0 及び G 空間社会における地理空間情報の役割・位置付け

#### (1) Society5.0 時代における地理空間情報の役割

日本における Society5.0 及び G 空間社会の概念や取組に関する情報収集を行い、それらを実現するために、今後、地理空間情報が果たすべき役割を分析する。

#### (2) 課題解決のための地理空間情報の位置付け

上記分析を踏まえ、地理空間情報の整備や利活用を促進することで、どのような開発課題の解決に繋がるのか、SDGs と結びつけながら分析を行い、課題解決のための地理空間情報の位置付けを整理する。

### 6-3. 地理空間情報分野における最新技術の動向と効果的な活用事例

地理空間情報分野に関する基盤データ作成・更新、及び利活用、並びに位置情報・高精度測位サービスの最新の動向や活用事例を収集・分析する。また、収集した活用事例については、その概要を1事例につきパワーポイント1枚に纏める。

本項の調査においては、地形図、NSDI、高精度測位サービスなどの分野における3名程度の有識者ヒアリングを行い、当該分野の最新動向や6-6. の考察等を進める上で有益な調査事項等に関する助言を整理し、本調査の分析・考察に反映させること。

なお、この最新動向及び活用事例の情報収集は、以下(1)～(4)のような分野・項目を想定するが、具体的な分析方法や追加調査項目等についてはプロポーザルで提案すること。

#### (1) 基盤データの作成・更新に係る動向

基盤データ（デジタル地形図・数値標高モデル（DEM）・3D 地図・三次元点群データ・台帳付図・民間地図データ等）の作成・更新に係る最新技術の動向として、以下 a)～c) 等の項目に関する情報を収集する。

- a) ドローンを活用した基盤データの作成・更新
- b) 衛星画像と人工知能（AI）を活用した基盤データ作成・更新の自動化
- c) 地球観測衛星（光学・レーダー）の活用

#### (2) 基盤データの利活用に係る動向

基盤データ（デジタル地形図・DEM・3D 地図・三次元点群データ・台帳付図・

民間地図データ等)やインフラ維持管理のためのデータに係る効果的な活用事例に係る情報を収集し、活用主体(省庁、地方自治体、民間企業等)の違いによる観点から整理する。

### (3) 位置情報・高精度測位サービスに係る動向

位置情報・高精度測位サービスの最新技術の動向と効果的な活用事例等の情報を収集し、以下 a)～e)等の活用分野の観点から整理する。

- a) i-Construction
- b) 自動運転(自動車、農機、船舶、ドローン等)
- c) MaaS(モビリティサービス)
- d) 防災・減災(気象観測、地すべり等)
- e) 時刻・位置認証

## 6-4. 地理空間情報の分類と官民の役割

国土管理や測量行政の観点から地理空間情報における行政の役割が重要である一方、近年、情報通信技術や革新的な科学技術の発展によるデジタルエコノミーの拡大に伴い、民間セクターにおいて、基盤インフラとしての地理空間情報の整備や関連ビジネス展開が進展しているため、その動向を整理するとともに官民の役割について考察する。

また、6-3. で整理した最新技術の動向を踏まえ、次の地理空間情報に係る基盤インフラ、行政の役割や民間セクターの動向等の情報を整理・分析する。

### (1) 地理空間情報の種類と利用用途

各基盤データの代表的な利用用途に関する情報を収集し、その利用用途毎に必要とされるデータの代表的な仕様(縮尺、精度等)の観点から整理すること。その利用用途と仕様に関して、その関係性が漏れなく整理されるような分類となるようにプロポーザルにて提案すること。

なお、Google Map、Open Street Map、AW3D等の民間地図データに関しては、その代表的なサービスの概要および民間地図データの作成・更新方法、仕様、著作権、政府業務における利活用の可能性や制約・留意事項に関する情報収集を行うこと。

### (2) 位置情報・高精度測位サービス

衛星測位方法ごとの代表的な利用用途(測量、自動運転(自動車、農機、船舶等)、i-Construction等)に関する情報の収集を行い、電子基準点の必要性および公共財として政府が整備・管理すべき業務の範囲に留意して情報を整理すること。また、衛星測位方法は測位精度でmmレベル～10cm程度のレベルのものを想定する。

なお、日本において、通信会社や受信機メーカー等の民間企業が電子基準点整備も含めて展開している高精度測位データ配信サービス事業の情報を収集し、その概要を整理すること。また、民間企業(日系以外の企業も含む)が展開している高精度測位情報配信サービス事業に関する海外事例の情報を収集し、その概要を整理すること。

6-5. 地理空間情報分野における JICA の協力の現状と課題

地理空間情報分野に係る近年の JICA の支援概要を整理するとともに、事後の相手国実施機関の利活用状況等の情報を収集し、地理空間情報分野の協力を実施する際の課題、留意事項を整理する。

なお、①地形図整備・更新、②国土空間データ基盤(NSDI)構築、③電子基準点整備及び利活用促進、のサブ分野ごとに下表のように検討を行う計画であるが、具体的な調査方法や調査対象プロジェクトをプロポーザルにて提案すること。

各 JICA プロジェクトの情報の収集については、実施コンサルタントへのヒアリングや各種報告書のレビュー等も行うこと。なお、円借款事業であるインドネシア国「国土空間データ基盤整備事業」においては、今後公開予定の「外部事後評価報告書」を本調査時に参照できるものとする。

サブ分野	主な調査項目	調査の視点・ポイント
①地形図等の整備・更新 (GIS データ・簡易地図等含む)	<b>1) デジタル地形図</b> ・利活用や更新の状況・頻度 ・管理主体・方法 ・共有状況・方法(外部機関等含む) <b>2) GIS・簡易地図</b> ・利用用途 ・仕様(縮尺・精度等) ・作成手法・期間・費用 <b>3) 他ドナーの協力の動向</b>	・地形図等の仕様(縮尺・精度等) ・地形図の作成・更新を行う主体(政府職員か民間への外部委託) ・地形図等を管理する施政府機関の役割・目的 ・民間地図やオープンデータの活用 ・技術移転のための拠点整備
<想定される調査対象プロジェクト(地形図整備・更新)> <b>1) デジタル地形図整備支援に係るプロジェクト</b> ・エチオピア「デジタル地図データ作成能力強化プロジェクト」 ・コートジボワール共和国「都市インフラ整備のためのデジタル地形図作成」 ・ブルキナファソ国「デジタル地形図作成プロジェクト」 ・ミャンマー国「ヤンゴンマッピングプロジェクト」 ・インドネシア国「国土空間データ基盤整備事業」  <b>2) GIS データ、簡易地図等の整備を含む関連プロジェクト</b> ・セネガル国「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」 ・マラウイ国「リロングウェ市都市マスタープラン」 ・ネパール国「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」		
②国土空間データ基盤(NSDI)整備・利活用	<b>1) NSDI 概要</b> ・NSDIに係る法制度 ・NSDIに係る運営組織 ・地理情報標準 ・地理空間情報の種類 ・NSDIに係るシステム	・NSDI 概要における各項目が NSDI の整備や利活用にどのように影響するか。 ・NSDI の運用状況から見えてくる課題や NSDI に



	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ クリアリングハウス</li> <li>➤ Web Map Service</li> <li>➤ Web GIS</li> </ul> <p><b>2) NSDI の運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利活用状況（利用機関、目的、頻度、データの種類の種類等）</li> <li>・運営維持管理の体制・費用等</li> </ul> <p><b>3) 他ドナーの協力の動向</b></p>	<p>求められる機能・役割等。</p>
<p><b>＜想定される調査対象プロジェクト（NSDI 構築）＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バングラデシュ国「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」及びその後続案件「国家地理空間情報整備支援プロジェクト」</li> <li>・インドネシア「国土空間データ基盤整備事業」</li> <li>・コソボ「デジタル地図縮尺調整技術向上」</li> </ul>		
<p><b>③ 電子基準点整備及び利活用促進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 導入時の課題</li> <li>2) 運営維持管理体制</li> <li>3) 利活用状況・計画</li> <li>4) 他ドナーの協力の動向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高精度測位サービスに係る最新技術や民間企業の動向を踏まえた上で、1)～3)にて検討すべき項目を網羅的に整理し、JICA の協力のパッケージ化の可能性を検討。</li> </ul>
<p><b>＜想定される調査対象プロジェクト（電子基準点）＞</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミャンマー「ヤンゴンマッピングプロジェクト」</li> <li>・タイ国「全地球航法衛星システムの整備による社会実験フィールドの構築に関する情報収集・確認調査」及びその後続案件「電子基準点に係る国家データセンター能力強化及び利活用促進プロジェクト」</li> </ul>		

#### 6-6. 地理空間情報分野における今後の JICA の協力の方向性

6-2. ～6-5. での分析・考察を踏まえ、地理空間情報分野における今後の JICA の協力の方向性を検討する。

#### 6-7. 海外測量作業規程（2006 年度）総則の更新と製品仕様書の整備・活用

地理空間情報分野における JICA 技術支援の現状と課題を踏まえ、以下（1）（2）に記載の通り、「海外測量（基本図用）作業規程」総則の更新とデジタル地形図に係る製品仕様書の標準フォーマット作成と活用のためのガイドライン・マニュアル整備を行う。（1）（2）の実施に際し、国際建設技術協会が事務局を務める「測量部会」などと連携することを想定しており、測量や作業規程等に関連する団体・委員会の意見交換を行い、取りまとめを行うこと。

##### （1）海外測量（基本図用）作業規程（2006 年度）総則の更新

JICA のデジタル地形図整備に係るプロジェクトにおいては、「海外測量(基本図用)作業規程(2006年12月、国際協力機構)」(以下「JICA 作業規程」)に準拠することを仕様書にて規定するが、近年の測量技術の進展により、最新技術を反映した海外測量作業規程とする必要がある。そのため、国土交通省が告示する「作業規程の準則」及び準則第17条に基づくマニュアルを併用することで、最新技術を反映した作業規程となるように、JICA 作業規程の総則を改定し、また、双方で矛盾が生じた際の対応につき、その対比表と対応方針およびその根拠を別添として纏めること。

## (2) デジタル地形図整備における製品仕様書の整備と活用

デジタル地形図整備に係るプロジェクトでは、デジタル地形図の「製品仕様書」を整備しているが、その記載内容や様式は統一されていないため、相手国実施機関との仕様協議や他機関との情報共有において非効率な状況にある。そのため ISO19131:200「データ製品仕様」(JIS X 7131:2014) 準拠した「データ製品仕様書の標準フォーマット」および作成のための「ガイドライン・マニュアル」を整備する。

## 6-8. 報告書の作成・協議

### (1) ドラフト・ファイナルレポートの作成・協議

全ての活動成果を取り纏めたドラフト・ファイナルレポートを作成し、JICA に説明し、承認を得ること。なお、ドラフト・ファイナルレポートの内容に関して、国土地理院などの国内機関と協議を行い、協議結果をファイナルレポートに反映すること。

### (2) ファイナルレポートの作成・報告会の実施

ドラフト・ファイナルレポートへのコメントを反映した上で、ファイナルレポートを作成し、JICA に提出する。また、ファイナルレポートの概要に関して、プレゼンテーション資料を作成し、JICA 内で報告会を行うこととする。

## 7. 成果品等

### (1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

#### 1) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果(ドラフト)  
提出時期：調査開始から6ヶ月後(2021年6月)  
部数：和文3部

#### 2) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果  
提出時期：調査開始から8ヶ月後(2021年8月)  
部数：和文6部、CD-R3枚

### (2) 報告書作成にかかる留意事項

#### 1) 報告書の仕様

ドラフト・ファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポー

トは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照すること。

## 2) 報告書の形式・説明

各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。

必要に応じ、図や表を活用すること。また、英文の提出物等についてはネイティブチェックを行い、読みやすいものとする。報告書等で使用するデータ及び情報については、その出典を明記すること。

各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適応年月日及び略語表を目次の次の項に記載すること。

## (3) 主要な報告書以外の提出物

### 1) 議事録等

相手国実施機関へのヒアリング調査、国土地理院などの国内機関及び有識者へのヒアリング、各報告書説明・協議については、実施後、議事録を作成し、JICAに速やかに提出する。また、JICA及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等についても開催後5日程度のうちに議事録を作成しJICAに提出する。

### 2) 業務計画書

本業務開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICAに提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後10営業日以内

部数：和文3部(簡易製本)、電子データ(様式指定なし)

### 3) 調査活動業務報告書

JICAの規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月10日までJICAに提出する。

### 4) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA様式による収集資料リストを添付のうえ、JICAに提出する。

### 5) その他提出物

6-4. に記載のとおり、収集した活用事例については、その概要がわかるように、1事例につきパワーポイント1枚に纏め、英文・和文にて提出すること。また、6-7. にて整備した「JICA作業規程の更新版とその別添」、および「データ製品仕様書の標準フォーマット」と作成のための「ガイドライン・マニュアル」を英文・和文にて提出すること。

### 第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

#### 1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	JV
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力 (1) 類似業務の経験 類似業務：地理空間情報（特に地形図整備、国土空間データ基盤構築、高精度測位サービスの活用）に関する調査に係る各種業務 (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	6  1～2	注  1～2
2 業務の実施方針等 (1) 課題に関する現状認識 (2) 業務実施の基本方針 (3) 作業計画／要員計画 (4) その他	5頁以下 5頁以下 3～4 1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等 (1) 評価対象業務従事者の経歴		5／人

注) 共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2) ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

#### 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

##### (1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

また、本業務については、2021年4月以降、現地渡航可能となると仮定して

いますが、業務履行期間中に現地渡航の状況が上記仮定と異なった場合は、JICA（発注者）及び受注者とで協議を行い計画を変更する予定です。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）に基づき、発注者が負担します。

## （2）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）約9.43人月

（内訳）現地作業：約1.00人月（現地渡航回数：4回）

国内作業：約8.43人月

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

## （3）業務従事者の構成

業務従事者の構成は、以下の分野を担当する業務従事者を想定していますが、これは発注者が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。ただし、評価対象者は3名とします。

- 1) 業務主任者／地理空間情報（2号）
- 2) デジタル地形図／国土空間データ基盤（3号）
- 3) 電子基準点／高精度測位サービス（3号）
- 4) 測量・作業規程

## （4）業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／地理空間情報】

- a) 類似業務経験の分野：地理空間情報に関する調査に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：デジタル地形図／国土空間データ基盤】

- a) 類似業務経験の分野：地形図及び国土空間データ基盤の整備・活用に関する調査に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：全世界
- c) 語学能力：英語

【業務従事者：電子基準点／高精度測位サービス】

- a) 類似業務経験の分野：高精度測位サービスの提供・活用に関する調査に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：なし
- c) 語学能力：なし

※総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

(5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書（自営の場合は本人の同意書）（様式はありません）を取り付け、技術提案書に添付してください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 配布資料

- ① 海外測量（基本図用）作業規程（2006年度）

### 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

#### 3. 1 コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

### 3. 2 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

#### (1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- ・高精度測位サービスの世界的な潮流（最新の研究動向や民間サービス含む）
- ・日本における NSDI の活用の現状と課題（地方公共団体におけるインフラ維持管理・台帳管理等含む）
- ・デジタル地形図の作成・更新に係る他ドナーの動向

#### (2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

#### (3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

なお、遠隔での情報収集等の方針等（ローカルコンサルタント・リソースの活用、オンラインによるインタビュー等）についても、可能な限り具体的に記述してください。

#### (4) その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

### 3. 3 業務従事予定者の経験・能力等

「3. 2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2019年4月）」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

### 3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

#### (1) 技術提案書の体裁等

##### 1) 形式

技術提案書は、A4版（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とし、両面印刷として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

##### 2) 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。



評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		10
(1) 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	6
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。</li> </ul>	4
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。</li> <li>● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。</li> <li>● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。</li> <li>● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。</li> </ul>	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。</li> <li>● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。</li> </ul>	10
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。</li> </ul>	10
(3) 作業計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各作業を適正に実施できる業務フローとなっているか。</li> </ul>	4

<b>3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力</b>		<b>50</b>
<b>(1) 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／地理空間情報</b>		<b>26</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	<b>10</b>
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	<b>3</b>
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	<b>4</b>
ニ 業務主任者等としての経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。</li> <li>● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。</li> </ul>	<b>5</b>
ホ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	<b>4</b>
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： デジタル地形図／国土空間データ基盤</b>		<b>12</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	<b>6</b>
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	<b>1</b>
ハ 語学力	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	<b>2</b>
ニ その他学位、資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	<b>3</b>
<b>(3) 業務従事者の経験・能力： 電子基準点／高精度測位サービス</b>		<b>12</b>
イ 類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> </ul>	<b>8</b>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> </ul>	
<p>ロ 対象国又は同近隣地域 若しくは同類似地域での 業務経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>● 業務従事の長短を考慮する。</li> </ul>	0
<p>ハ 語学力</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>	0
<p>ニ その他学位、資格等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。</li> </ul>	4

## 第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

### 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

### 2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

#### （1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1-2参照）。

本業務については、再委託及び現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費及び再委託費についての計上はないと考えています。

		内 容
I. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
II. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）

Ⅲ. 消費税	消費税及び地方消費税
--------	------------

**(2) 報酬額の積算**

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していません。

**(3) 直接経費の積算**

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

**3. 定額で計上する経費**

以下の直接経費については、以下に示す定額を入札金額に含めて計上することとし、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

**現地リソース備上費**

1, 000, 000円（消費税抜き）

**4. 別見積りで計上する経費**

以下の費目については、入札金額とは別に下記定額を別見積として提出してください。

**旅費（航空賃及び日当・宿泊料）**

4, 360, 000円（消費税抜き）

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/20151013\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html)

### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

#### 1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

旅費（航空賃）	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認します。 個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）あたりの単価を

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

	<p>乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）を上限とします。</p>
機材購入費	<p>「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。</p> <p>契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のおりの種類・数量の機材が購入されているか確認します。併せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又は現地政府関係者への譲与等）を確認します。</p> <p>適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額とします。</p>

### 2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

### (2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること（定額計上金額の支出対象としてよいこと）を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

## 3. 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

### 【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

#### (1) 契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4) 要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

#### (2) 業務計画書等の提出

適用されます。

#### (3) 費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

#### (4) その他契約金額内訳に係る事項

## 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5）旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

- (5) 業務従事者の確定・交代  
業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。
- (6) 現地再委託契約  
「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。
- (7) 機材調達・管理  
「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4）調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。
- (8) 本邦研修受入れ  
適用されます。  
本邦研修受入れに係る直接経費は、原則、定額計上するよう指示する「直接経費」として取扱われることを想定しています。
- (9) 契約の変更  
適用されます。
- (10) 不可抗力  
適用されます。
- (11) 業務の完了  
適用されます。ただし、「2）継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。

以 上



## 第6章 契約書（案）

## 業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： 全世界 Society5.0 時代における地理空間情報の整備と利活用に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： 全世界
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から  
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円  
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

## （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

## （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームの課長
- （2）分任監督職員： なし

## （「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- （1）直接経費のうち、現地関連費

現地関連費については、現地業務人月（人日）を確認し、月額（日額）単価を乗じて、現地関連費内訳額の範囲内で金額を確定する。この場合において、現地業務人月（人日）とは、現地業務に係る報酬の対象となる人月（人日）を意味する。

- (2) 直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費  
国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- (3) 報酬  
契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- (4) 直接経費の例外  
第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。
- ・現地渡航関連費
  - ・現地リソース備上費
  - ・〇〇〇〇〇〇〇費
- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条（契約金額の精算）及び約款第15条（支払）の規定を次の各号のとおり変更する。
- (1) 約款第14条第2項中「契約金額精算報告書（以下「精算報告書」という。）」を「経費確定（精算）報告書（以下、「経費報告書」という。）」に変更する。
- (2) 約款第14条第3項中「精算報告書」を「経費報告書」に変更し、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。
- (3) 約款第14条第4項から第6項を削除し、第4項として、「発注者は、第1項の経費報告書及び第2項の必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額（以下「確定金額」という。）を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を挿入する。
- (4) 約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第4項の規定による確定金額」に変更する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書I「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン  
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2020年4月)」を削除する。
- (2) 第26条 契約金額精算報告書  
本条を削除する。
- (3) 第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

※ 部分払を行う場合。

（部分払）

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
（中間成果品：第〇次中間報告書）
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成

（中間成果品：ドラフトファイナルレポート）

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「契約約款(調査業務)」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))  
にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

## 契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円 (内訳別表)
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
(1) 旅費(航空賃)	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
(2) 現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
(3) 国内関連費	●●●, 000円 (一式)
(4) 機材費	●●●, 000円 (例: 定額計上)
(5) 再委託費	●●●, 000円 (一式)
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円 (10%)
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費(航空賃)及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	業務人月	金額 (円)
合 計				

# 別添様式集

## 第 1 入札に関する様式

- 別添様式 1 - 1 入札書
- 別添様式 1 - 2 入札金額内訳書

## 第 2 技術提案書作成要領に関する様式

- 別添様式 2 - 1 技術提案書頭紙
- 別添様式 2 - 2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

## 入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
 契約担当役 理事 殿

住所

商号／名称

代表者役職・氏名

印

印

## 案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

調達管理番号:

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

- \* 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- \* 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上



入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。  
契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

(別添様式 1 - 2)

## 入札金額内訳書

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名

(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
<b>合 計</b>	<b>円</b>
消費税及び地方消費税の合計金額	円
<b>総 計 (入札金額)</b>	<b>円</b>

(別添様式 1 - 2)

I 報酬  円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費  円(1) 旅費 (航空賃)  円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費)  円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額 (円)	
		日当 (円)		宿泊費 (円)			
		×	=		×	=	
小 計							

(3) 一般業務費 (現地支出分)  円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(5) 機材購入費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(6) 再委託費

 円

費目	内訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
合計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》  
《コンサルタント等の名称》  
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)  
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

**独立行政法人国際協力機構**  
**〇〇〇国 《案件名》**  
**(調達管理番号 : XXX)**  
**技術提案書**

年 月

**<全省庁統一資格業者コード>**  
**コンサルタント等の名称**

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :